

# 茨城町就業者移住支援金のご案内



桜の郷地区・水戸医療センター(右奥)

就業者が茨城町へ移住する際の負担を軽減するため、令和5年4月1日以降、町に転入された方に、移住支援金を交付します！

ほどよい田舎、茨城町に移住してみませんか？



**移住支援金額** ※交付対象者が属する世帯につき1回限りの交付となります。

- 単身で移住した場合 **10万円**
- 世帯で移住した場合 **20万円**

## 主な交付要件

- (1) 転入日から3年以上、生活の本拠地として、町内に継続して居住する意思があること。
  - (2) 町に転入後1年以内であること。  
令和5年度に転入された場合は、転入後2年以内であること。
  - (3) 転入日より前の1年間、町に住民登録されていないこと。
  - (4) 転入日時時点で、就業者（町内の事業所で雇用されている者又は内定等の就業の見込みを有する者。雇用のほか起業・就農等を含む。）であること。  
世帯の場合は、世帯員の中に就業者がいること。
  - (5) 出張、研修等による短期間の勤務地の変更ではないこと。
- ※その他の交付要件もありますので、事前に問合せ先までご相談ください。

### 【申込・問合せ先】

茨城町 町長公室 地域政策課 企画グループ

TEL：029-215-8003

E-mail：[kikaku@town.ibaraki.lg.jp](mailto:kikaku@town.ibaraki.lg.jp)

★「茨城町就業者移住支援金」で検索☞



# 提出書類 ※町ホームページよりダウンロードできます。

- 茨城県就業者移住支援金交付申請書
- 定住等誓約書及び個人情報取扱い同意書  
※住民登録情報や滞納状況等について、町が調査・確認することに同意していただきます。
- 就業証明書
- 採用通知書等の写し（内定等の就業の見込みを有する者）
- 申請者の本人確認書類の写し ※マイナンバーカード（表面）、運転免許証（両面）の写しなど
- その他町長が必要と認める書類

## 交付申請期限

令和7年1月31日（金）

### 申請から交付までの流れ

申請

提出書類を申請期限までに提出してください。  
※申請後に審査を行うため、書類提出時点で支援が決定するものではありません。

審査

提出書類を確認し、支援金の交付の可否を審査します。

交付決定

交付が決定した場合、交付決定通知書と交付請求書を郵送します。  
（不交付の場合は不交付決定通知書を送付）

請求

下記の書類を提出し、支援金交付の請求をしてください。  
 茨城県就業者移住支援金交付請求書  
 通帳の写しなど

振込

指定された口座へ支援金を振り込みます。  
（請求から30日程度）

### 茨城県ってこんなところ！！

#### 茨城町の施設と名産品



涸沼自然公園キャンプ場



涸沼自然公園の大型遊具



大型ショッピングセンター



飯沼栗



やまとしじみ



メロン

茨城県のほぼ中央。町内には高速ICが3か所あり、高速道路を使えば、東京まで車で90分。近くには茨城空港もあります。

ラムサール条約に登録された、関東で唯一の汽水湖「涸沼」があり、そこで採れる「やまとしじみ」は大粒で肉厚、全国的にも有名です。メロンや飯沼栗、常陸牛なども有名で、まさに「食材の宝庫」。町内にあるスーパーや直売所は、季節の食材で溢れています。

水戸医療センターや福祉・商業施設のある「桜の郷地区」では、造成中の宅地も多くあります。大型遊具のある「涸沼自然公園」では、キャンプも楽しめます。

「ほどよい田舎 茨城町」

ぜひ、茨城町への移住を検討してください。

